令和８年度「道路ふれあい月間」実施要綱

１　目的

道路ふれあい月間は、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を特に推進することにより、道路を利用する国民に、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことを目的とする。

２　期間

令和８年８月１日（土）から８月３１日（月）までの１か月間

３　主催

国土交通省

４　実施内容

（１）推進標語の表彰

推進標語を募集し、最優秀賞及び優秀賞を選定する。

（２）功績表彰

国土交通大臣及び都道府県知事等は、道路交通の安全確保、道路の正しい利用、道路愛護等に関し功績が特に顕著な民間の団体又は個人を表彰する。

（３）各道路管理者の活動

① 道路管理者は、道路を利用する国民の方々が道路の役割及び重要性を十分理解し、自主的かつ積極的に各種活動に参加できるように努めるものとする。そのため、地域住民や協賛団体の関係者等を構成員とする委員会等を設置して進めるなど、その意見・意向を把握し、できる限り地域住民等が主体となって、安全にも配慮して各地域の特性に応じた効果の高い活動が展開されるよう努めるものとする。その際、特に屋外活動については、熱中症等のリスクを考慮し、期間内の実施に限定せず柔軟に対応されたい。

② 道の駅やサービスエリアなど道路利用者が多く集まり、かつ、地域情報を発信できる場所の活用に努めるとともに、当月間に限らず年間を通じ、道路交通環境の向上等に効果のある活動となるよう配慮するものとする。

③ 各種活動は、当月間の目的に照らし、効果的であって、かつ、必要性が認められるものとすることとし、内容や金額が過度なものとならないよう広報広聴経費の適正な執行に努めるものとする。